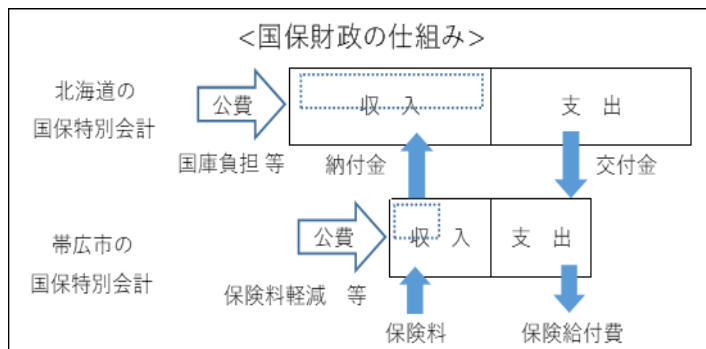


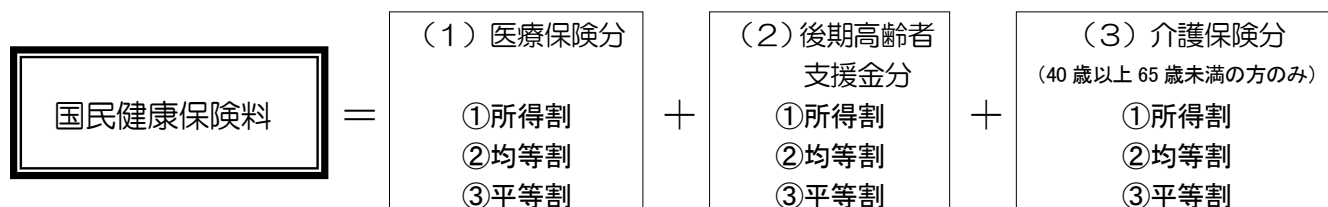
国民健康保険料について 令和7年度

国民健康保険（以下、「国保」）の保険料については、平成30年からの財政運営の都道府県単位化に伴い、北海道全体の医療費を賄うため北海道が市町村に負担を求める「納付金」を納められるよう、保険料率を決定することになりました。皆さんが納入する保険料は、納付金として北海道に納付された後、道内全体の医療費負担の財源となります。



■ 保険料の内訳

国民健康保険料は、(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分(40歳以上65歳未満の方のみ)の合算額です。それぞれに①所得割(加入者全員の前年所得で算定します)、②均等割(加入者1人ずつにかかります)、③平等割(世帯単位でかかります)で構成されます。



※介護保険の保険料について・・・40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険料の中で介護保険分として納付いただきます。65歳以上の方は、別途、介護高齢福祉課よりお知らせします。

■ 令和7年度の保険料率

令和7年度の保険料率および上限額は、右の表のとおりです。

医療保険分 (上限額66万円)	所得割	7.75%
	均等割	28,190円
	平等割	28,170円
後期高齢者支援金分 (上限額26万円)	所得割	2.25%
	均等割	8,850円
	平等割	8,840円
介護保険分 (上限額17万円)	所得割	1.79%
	均等割	9,500円
	平等割	7,340円

■ 令和7年度保険料の計算例

●5人世帯・・・夫(世帯主)41歳、妻38歳、父66歳、母63歳、長女12歳(所得なし)

夫：事業所得 190万円(必要経費控除後) - 基礎控除 43万円 = 所得割基礎額 147万円
 妻：給与所得 80万円(給与収入135万円) - 基礎控除 43万円 = 所得割基礎額 37万円
 父：年金所得 90万円(年金収入200万円) - 基礎控除 43万円 = 所得割基礎額 47万円
 母：年金所得 40万円(年金収入100万円) - 基礎控除 43万円 = 所得割基礎額 0円

所得割基礎額合計 231万円 (千円未満切り捨て)

医療保険分(年額)
 ①所得割額 所得割基礎額合計 231万円 × 7.75% = 179,025円
 ②均等割額 28,190円 × 5人 = 140,950円
 ③平等割額 28,170円
 ④算出保険料 ① + ② + ③ = 348,100円(100円未満切り捨て)

後期高齢者支援金分(年額)
 ⑤所得割額 所得割基礎額合計 231万円 × 2.25% = 51,975円
 ⑥均等割額 8,850円 × 5人 = 44,250円
 ⑦平等割額 8,840円
 ⑧算出保険料 ⑤ + ⑥ + ⑦ = 105,000円(100円未満切り捨て)

介護保険分(年額) ※この例では夫、母が該当します。
 ⑨所得割額 所得割基礎額合計 147万円 × 1.79% = 26,313円
 ⑩均等割額 9,500円 × 2人 = 19,000円
 ⑪平等割額 7,340円
 ⑫算出保険料 ⑨ + ⑩ + ⑪ = 52,600円(100円未満切り捨て)

令和7年度分の保険料
 ④ + ⑧ + ⑫ = 505,700円

■ 低所得者についての保険料軽減

国保では、低所得世帯に対し、保険料の平等割と均等割が軽減される措置が設けられています。軽減世帯の基準額は、右表のとおりとなっています。

4月1日(途中加入の場合は世帯主が加入した日)の世帯内の加入者数と、前年所得で軽減割合を判定します。

■ 未就学児がいる世帯の保険料軽減

未就学児に対しては、保険料の医療保険分、後期高齢者支援金分の均等割が5割軽減されます(低所得者世帯の保険料軽減がされている場合は、その減額後の均等割がさらに5割軽減されます)。なお、軽減後の保険料額が上限額を超過する場合、上限額が保険料額となります。

■ 産前産後期間の保険料軽減

出産した方又は出産される予定の方については、産前産後期間の保険料が軽減されます。単胎の場合は、出産日又は出産予定日の属する月(以下、「出産月」)の前月から出産月の翌々月の4か月間、多胎の場合は、出産月の3か月前から出産月の翌々月の6か月間の所得割と均等割が軽減対象です。該当する方は、届け出が必要となります。なお、軽減後の保険料が上限額を超過する場合、上限額が保険料額となります。

■ 後期高齢者医療制度施行に伴う保険料の軽減・減免

国保から後期高齢者医療制度への移行により、加入者の人数が少なくなる世帯や、加入者が1人(単身世帯)となる世帯の保険料について、次のような特別措置を受けることができます。この2つの措置については、世帯主を変更されると、それ以降は措置を受けられなくなります。この措置についての手続きは不要です。

◎特別措置1 低所得者についての軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行された方が世帯内にいる場合、軽減を受けている世帯について、低所得者の所得に変更がない限り、従前と同率の軽減が受けられるよう、移行した方の前年所得や人数を含めて判定を行っています。

◎特別措置2 平等割の軽減措置

国保から後期高齢者医療制度に移行することで、国保に残る加入者が1人となった場合、移行後5年間は医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。
→6年目からは3年間、平等割が4分の3となります。

また、被用者保険(協会けんぽ、企業健康保険組合、公務員の共済組合など。市町村国保や国保組合は含まれません。)の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、その被保険者に扶養されていた方が国保に加入する場合、その加入者(旧被扶養者)が65歳以上であれば申請により、次のような国保料の減免措置を受けることができます。

該当する方には、国保加入時に申請いただきます。

◎ 旧被扶養者についての減免

- ①旧被扶養者分の所得割：当分の間、全額減免
- ②旧被扶養者分の均等割：国保加入した月から2年間、5割減免
- ③国保加入者が旧被扶養者のみの世帯の平等割：国保加入した月から2年間、5割減免

※②③の内容は「低所得者についての軽減」の5割軽減または7割軽減に該当する世帯は適用になりません。

■ 倒産・解雇、雇い止めなどにより失業された方に対する軽減制度

雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」について、離職日の翌日から翌年度末まで、対象者の前年所得のうち給与所得を100分の30として国民健康保険料を算定する軽減措置が設けられています。高額療養費などの自己負担限度額の判定にも対象者の前年の給与所得を100分の30として判定します。

離職理由コードに該当する方でまだ手続きがお済みでない方は、窓口に来る方の本人確認ができるもの、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」、対象者の国保の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」など資格が確認できるものをご持参の上、国保課窓口にお越しください。なお、「雇用保険特例受給資格者証(資格通知)」、「雇用保険高年齢受給資格者証(資格通知)」の方は、対象になりません。

表中の前年所得とは、基礎控除前の所得です。
(給与所得者等※1の人数が1人の場合。世帯内の給与所得者等の人数で基準額が変わります。)

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険者※2を含む)	国保加入者と世帯主の 前年所得 (旧国保被保険者※2を含む)
7割	何人でも	430,000 円以下
5割	1人	735,000 円以下
	2人	1,040,000 円以下
	1人増えるごとに 305,000 円を加算した金額以下	
2割	1人	990,000 円以下
	2人	1,550,000 円以下
	1人増えるごとに 560,000 円を加算した金額以下	

※1 給与所得者等とは、給与等の収入が55万円を超える方や、公的年金の収入が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円を超える方です。

※2 旧国保被保険者とは、国保(国保組合除く)から後期高齢者医療制度に移行された方です。

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知
に記載されている離職理由コードが
11,12,21,22,31,32 (特定受給資格者に対応するコード)
23,33,34 (特定理由離職者に対応するコード)
のいずれかであること